

質 疑 要 旨

佐藤正幸議員

| 質 疑 要 旨 | 要 答 弁 者 |
|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員給与条例の一部改正条例について (1) 新型コロナウイルス感染症拡大に対峙して、県民のいのちと健康を今も必死に守っている県職員に対する思いを聞く。 (2) 今回の給与引き下げは、職員の労苦に報いて給与を改善するどころか、引き下げという冷や水を浴びせるものになると思うがどうか。 (3) 今回の改正が、県内の医療・介護労働者にどんな影響を与えると認識しているのか。 (4) 財政的にやりくりすれば、期末手当を引き下げなくても済むと思うがどうか。 (5) 公務員のベースアップ停止は、今後民間にも波及し、コロナ禍からの経済回復に悪影響を及ぼすと思うがどうか。 (6) 人事委員会勧告による一般職の職員の給与条例の改正と、特別職の給与条例の改正は、根拠が違っており、別々に提案すべき性格のものだが、なぜ一括提案するのか。 | 知 事 総 務 部 長 |

この質疑要旨は、11月27日午後2時05分に取りまとめたものです。